Vol.2018-EIP-80 No.7
2018/5/31

欧州一般データ保護規則（GDPR)における各国実施法の学術研究除外についての動向

板倉陽一郎[13] 寺田麻佑[23]

欧州一般データ保護規則（GDPR)においては，学術研究についての除外規定が存在するが，その具体的内容は各国実施法に委ねられている．学術研究除外条項は国際的な共同研究等において極めて重要であり，今後の共同研究の拠点等を定めるにあたっても動向を把握しておく必要がある．本発表では，現時点での各国実施法における具体的な条項を検討し，その動向を考察する．

Trends in Academic Research Exclusion of the Implementation Laws of Member Countries in the General Data Protection Regulation (GDPR) of the European Union

YOICHIRO ITAKURA[13] MAYU TERADA[23]

In the General Data Protection Regulation (GDPR) of the European Union, there are provisions on academic research exclusion, but the concrete content thereof is left to each member country's implementation law. The clauses of academic research exclusion are extremely important in conducting international collaborative research and it is necessary to grasp the trends in defining the base of future collaborative research. In this paper, the specific provisions of each country's implementation law at the present are reviewed and trends are considered.

1. 問題意識

欧州一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance) ,"GDPR"）89 条は，"Safeguards and derogations relating to processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes"（公共の利益における保管目的，科学的若しくは歴史的研究の目的又は統計目的のための取扱いに関する保護措置及び例外）として，研究目的における個人データの処理の一部を例外として適用除外することを許容する規定を置いている[a]．具体的には，以下の各項を置いているが，特に，第 2 項が「個人データが科学的又は歴史的研究目的又は統計目的で取り扱われる場合，EU 又は加盟国の国内法は，第 15 条，第 16 条，第 18 条及び第 21 条で定める権利に関する例外を規定してもよい」としていることが注目される．

この点，日本の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号，以下，「個人情報保護法」という．）が，「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取扱う場合には，（個人情報保護法）「第四章の規定は，適用しない」として，個人情報保護法上の義務規定を適用除外にしている（76 条 1 項 3 号）．また，上記の適用除外となっている者に対して個人情報等を提供する行為については，個人情報保護委員会は，個人情報取その権限を行使しないものとするとされている（43 条 2 項）．

また，国立大学法人についても適用される独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号，以下，「独法等個人情報保護法」という．）には，包括的な学術研究に関する適用除外規定は存在しないが，「前三号に掲げる場合のほか，専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき，本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき，その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき．」には，「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供することができる．」（独法等個人情報保護法 9 条 2 項）．

これらの日本の個人情報保護法制における規定は，産官学での共同研究において問題となってくるが，さらに，国際的な共同研究を行う場合には，GDPR89 条の学術研究除外がどのように作用するのかを検討した上でスキームを構築しなければならない．そこで，本発表では，欧州一般データ保護規則 89 条の構造を確認した上で，これを具体的に定める加盟国の国内法を検討する．

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices
2 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University
3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

[a] 関連条文を付録として掲載する．条文の対訳は一般財団法人日本情報経済社会推進協会『個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（仮日本語訳）』（2016 年 8 月）により，前文の翻訳は

ⓒ 2018 Information Processing Society of Japan

2. GDPR89 条が除外する権利

GDPR89 条 2 項は,「科学的又は歴史的研究目的又は統計目的」であっても全てのデータ主体の権利を例外とすることを許しているものではなく,「第 15 条，第 16 条，第 18 条及び第 21 条で定める権利」を挙げているに過ぎない．具体的には，アクセス権（開示請求権）（15 条），訂正請求権（16 条），処理の制限を得る権利（18 条），異議申立権（21 条）のみである．例えば，削除請求権（忘れられる権利）（17 条）は含まれていないし, データポータビリティ権（20 条），プロファイリング等，自動化された個人の判定に関する権利（21 条）といった GDPR で新たに導入された権利についても含まれていないことに注意しなければならない．あくまで, データ主体の権利の一部が除かれるのみである．もっとも，後述するように，GDPR の中には，89 条 2 項以外にも, 加盟国の法令で定めることができる箇所が存在し，そのような箇所でも「科学的又は歴史的研究目的又は統計目的」が参照されている場合がある．

3. 各国実施法

GDPR の各国実施法は，全面適用される 2018 年 5 月 25 日が近づいているにもかかわらず低調であり，議会を完全に通過しているのはドイツ，オーストリア，ベルギー（組織法部分）程度である．他の国々については法案段階か，法案すら公表されていない段階であるが，ここでは，それぞれ特徴的な定め方をしているドイツ・イギリス・アイルランドを取り上げる．

3.1 ドイツ

ドイツは，Gesetz zur Anpassung des Datenschutzrechts an die Verordnung (EU)2016/679 und zur Umsetzung der Richtlinie(EU)2016/680(Datenschutz-Anpassungs-und-Umsetzungsgesetz EU-DSAnpUG-EU)（独 GDPR 等実施法．2017 年 6 月 30 日に成立している）27 条において,「科学的又は歴史的研究若しくは統計的な目的のためのデータ処理」として，以下の内容を定めている．

・同目的のためには GDPR9 条 1 項（特別類型の個人データの処理）の同意は不要である（27 条 1 項）．ただし，処理する管理者の利益が処理しないデータ主体の利益を上回り，独 GDPR 実施法 22 条 2 項第 2 文に定める適切な措置が取られなければならない．

・GDPR15 条，16 条，18 条及び 21 条の権利は，権利が研究の達成または統計的目的を不可能にし又は深刻に損なう可能性があり，そのような制限が研究又は統計目的の達成に必要である限り，制限される．加えて，アクセス権（GDPR15 条）については，データが科学研究の目的で必要であり，情報提供が不平等な努力を伴う場合は，適用しない（27 条 2 項）．

・同目的で処理されるデータは，独 GDPR 実施法 22 条 2 項の措置に加えて，データ主体の正当な利益と矛盾しない限り, 調査または統計的目的が許す限り直ちに匿名化され，属性部分と個人識別性を有する部分は別々に保存されねばならず，研究または統計的目的によって必要とされる範囲でのみ，情報と組み合わせることができる（27 条 3 項）．

・データ主体が同意した場合，または現代の事象に関する研究結果の提示に不可欠である場合に限り，管理者は個人データを公表することができる（27 条 4 項）．

3.2 イギリス

イギリスは，Data Protection Bill [HL] 2017-19（英データ保護法案）を議会で議論中である．貴族院は通過し，庶民院での手続中であり，最新版は 2018 年 3 月 23 日付の" Bill 190 2017-19, as amended in Public Bill Committee"である．英データ保護法案のうち，アーカイビング，研究及び統計目的に関する例外規定（Processing for archiving, research and statistical purposes: safeguards）を定めているのが 19 条である．その内容は概略以下のとおり．

・「データ主体に多大な損害または実質的な苦痛を与える可能性が高い」場合には GDPR89 条 1 項の要件をみたす研究ではない（英データ保護法案 19 条 2 項）．

・承認された医学研究の目的のように，処理が必要な目的を含んでいないにもかかわらず，特定のデータ対象に関する措置または決定を目的とする研究（英データ保護法案 19 条 3 項）．

・「承認された医学研究」とは，一定の要件を満たした研究倫理委員会等からの承認を経た研究を指す（英データ保護法案 19 条 3 項）．

3.3 アイルランド

アイルランドでは, 2018 年 2 月に Data Protection Bill 2018 [No. 10 of 2018]（愛データ保護法案）を政府が公表したところである．36 条は公益に資するアーカイビング目的，科学的又は歴史的研究目的又は統計目的についての規定であり，内容は概略以下のとおり．

・適切な保護措置をとった上で，公益に資するアーカイビング目的，科学的又は歴史的研究目的，統計目的については，GDPR89 条に照らし個人データが処理されうる（愛データ保護法案 36 条 1 項）．

・データ最小化原則が適用される（愛データ保護法案 36 条 2 項）．

・前記の目的が，データ主体の識別を許可しなくても，又はそれ以上許可しなくてもなされ得る処理によって達成されるのであれば，前記目的は，そのような方法で履行されるものとする（愛データ保護法案 36 条 3 項）．

また，愛データ保護法案 48 条において，前記目的の場合には GDPR9 条 1 項の例外にも該当することを定め，愛デー

タ保護法案55条で前記目的の場合にはGDPR15条, 16条, 18条及び21条の権利が認められないことを定めている.

3.4 比較

独GDPR等実施法は，研究自体には特段の要件を付加していないが，安全管理措置において，匿名化や，分割保存を義務付けるという特徴がある．また，権利の制限に「権利が研究の達成または統計的目的を不可能にし又は深刻に損なう可能性があり，そのような制限が研究又は統計目的の達成に必要である限り」という付加的要件を課している．

他方，英データ保護法案では，研究自体について「承認された研究」であることを要求する他,「データ主体に多大な損害または実質的な苦痛を与える可能性が高い」研究については除外するという規定の仕方をしている．手続的要件を課すという点で,「文言をみたす研究であるかどうか」という解釈上の問題点を乗り越えているのが特徴である．

愛データ保護法案は，独GDPR等実施法のように安全管理措置を義務付けるのではなく，目的との関係で，識別が不要であればそれ以上しないように，という条項を設け，で，データ最小化原則を確認するという方法を採用している．規定の仕方としてはドイツやイギリスより緩やかに見えるが, GDPRの除外規定が「目的」に着目している以上，その目的との関係で制限を設けるというのは合理的であろう．

それぞれ特徴はあるが，単純に「科学的又は歴史的研究目的又は統計目的」というだけでデータ主体の権利制限を認めているわけではない，という共通項はある．ドイツやアイルランドのように権利の行使や目的との関係で要件を付加して実質的判断を求めるか，イギリスのように形式的な承認という手続を要求するか，いずれが勝っているということもないが，適用除外の判断が容易なのはイギリス流であろう．

4. 実務への示唆

実務への示唆としては，困難がみえてくることになる．つまり，研究目的除外をあてにしてスキームを組もうと思うと，各国の千差万別な研究目的除外条項の一つ一つについて判断していかなければならないということである．その意味では，イギリスのような，承認された研究についての除外規定は法的安定性に資するし，欧州全体でそのような枠組みが構築されるのであれば，日本の事業者等が共同研究を行うにあたっても安心であろう．しかしながら，本来であれば学問の自由のもとにあるはずの研究について，過剰に公的な承認を求めるというのは，研究の本来のあり方からは外れることになり，悩ましい．データ保護に関する審査が主眼となろうが, 審査するものが人間である以上，どうしても一定程度，研究内容の審査を避けられないのである．

本発表では，三カ国の研究所外規定を整理したに留まるが，各国実施法が出揃った段階で，再度，考察しなければならない主題であると認識している．

付録：関連条文
欧州一般データ保護規則 89 条

1. 公共の利益における保管目的, 科学的若しくは歴史的研究の目的又は統計目的のための取扱いは，データ主体の権利及び自由のため，本規則に従って，適切な保護措置を遵守しなければならない．当該保護措置は，特にデータ最小化の原則に関する点を確実にするため, 技術的及び 組織的対策がとられることを確実にしなければならない．当該対策は, 目的が仮名化によって 満たされるのであれば, 仮名化を含んでもよい．当該目的が，データ主体の識別を許さないか もはや認めないとする追加的な取扱いによって満たされるのであれば，これら目的は当該方法によって，満たされなければならい.

1. Processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes, shall be subject to appropriate safeguards, in accordance with this Regulation, for the rights and freedoms of the data subject. Those safeguards shall ensure that technical and organisational measures are in place in particular in order to ensure respect for the principle of data minimisation. Those measures may include pseudonymisation provided that those purposes can be fulfilled in that manner. Where those purposes can be fulfilled by further processing which does not permit or no longer permits the identification of data subjects, those purposes shall be fulfilled in that manner.

2. 個人データが科学的又は歴史的研究目的又は統計目的で取り扱われる場合, EU 又は加盟国の国内法は, 第15 条, 第16条, 第18条及び第21条で定める権利に関する例外を規定してもよい．ただし，本条第1項で定める条件及び保護措置を前提としており，当該権利が当該目的の達成を不可能にさせるか，ひどく軽減させる，及び当該例外が当該目的の遂行に必要である場合に限る．

2. Where personal data are processed for scientific or historical research purposes or statistical purposes, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

ⓒ 2018 Information Processing Society of Japan

3. 個人データが公共の利益における目的達成に関して取り扱われる場合，EU 法又は加盟国の国 内法は，第 15 条，第 16 条，第 18 条，第 19 条，第 20 条及び第 21 条で定める権利の例外を規定することができる．ただし，本条第 1 項で定める条件及び保護措置を前提としており，当該権利が当該目的の達成を不可能にさせるか，ひどく軽減させる，及び当該例外が当該目的の遂行に必要である場合に限る．
3. Where personal data are processed for archiving purposes in the public interest, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18, 19, 20 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

4. 第 2 項及び第 3 項で定める取扱いが他の目的とともに行われている場合，例外は当該項目で定める目的のための処理のみに適用されるものとする．
4. Where processing referred to in paragraphs 2 and 3 serves at the same time another purpose, the derogations shall apply only to processing for the purposes referred to in those paragraphs.

前文（リサイタル）

(156) 公共の利益におけるアーカイブの目的，科学調査もしくは歴史調査の目的また は統計の目的のための個人データの処理は，この規則により，データ主体の権利及び 自由のための適切な安全性確保措置に服するものとしなければならない．それらの安 全性確保措置は，とりわけ，データのミニマム化の原則を確保するために，技術上及 び組織上の措置が設けられることを確保するものでなければならない．公共の利益に おけるアーカイブの目的，科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のため の個人データの別の目的による処理は，（例えば，データの仮名化のような）適切な安 全性確保措置が存在することを条件として，データ主体の識別を許さない，もしくは， 許さなくなったデータの処理によってその目的を充足させることができるということ を管理者が評価したときは，行われるべきである．構成国は，公共の利益におけるア ーカイブの目的，科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のために行われる個人データの処理のための適切な安全性確保措置について定めなければならない．構成国は，公共の利益におけるアーカイブの目的，科学調査もしくは歴史調査の目的 または統計の目的のために個人データの処理が行われる場合，特別の要件の下に，か つ，データ主体のための適切な安全性確保措置に従い，情報提供の義務，並びに，訂 正の権利，削除の権利，忘れられる権利，処理の制限の権利，データの可搬性の権利 及び異議を述べる権利に関し，その細則及び特例を定めることが認められる．当の要件及び安全性確保措置は，比例性の原則及び必要性の原則に従って個人データをミニ マム化することを狙いとする技術上及び組織上の措置に沿う特別の処理によって求められる目的に照らしてそれが適切である場合には，データ主体がそれらの権利を行使 するための特別の手続を伴うものとすることができる．また，科学の目的のための個 人データの処理は，臨床試験に関する法令のような関連する他の立法を遵守するもの でなければならない．

(157) 登録所からの情報と連結することによって，研究者は，心血管疾患，ガン及びうつ病のような広い範囲の健康状態と関連する大きな価値のある新たな知識を得ることができる．登録所を基盤として，その研究結果は，より大きな人口に基づいて考察するものとして拡大され得る．社会科学の範囲内では，登録所に基づく調査は，失業及び教育といったような多数の社会上の条件とそれ以外の生活上の条件との長期間にわたる相関関係についての基礎的な知識を研究者が得ることができるようにするものである．登録所から得られる調査結果は，安定的で高品位の知識を提供する．それは， 知識に基づく政策の形成や実施のための基礎を提供し，大勢の人々の生活の質を向上 させ，そして，社会サービスの効率性を向上させ得るものである．科学的な調査を促進するために，個人データは，欧州連合の法律または構成国の法律に定める適切な要 件及び安全性確保措置に服する場合には，科学調査の目的のために，これを処理することができる．

(158) 個人データがアーカイブの目的で処理される場合，この規則は，死亡した者に対 してはこの規則が適用されないことに留意した上で，その処理についても適用されな ければならない．公共の利益に関する記録を保有する行政機関または行政組織もしく は民間組織は，欧州連合の法律または構成国の法律により，一般的な公共の利益のための不朽の価値を有する記録の収集，保存，鑑定，編纂，記述，送信，広報，普及及び配布をし，かつ，その記録へのアクセスを提供すべき法的義務をもつ公共機関であるべきである．構成国は，例えば，かつての全体主義国家体制の下での政治的活動， ジェノサイド，人道に対する罪，とりわけ，ホロコースト，または，戦争犯罪と関連 する特別の情報を提供するという観点から，アーカイブの目的のための個人データの 別の目的による処理について定めることも認められるものとしなければならない．

(159) 個人データが科学調査の目的で処理される場合，この規則は，その処理について も適用される．この規則の目

的のために，科学調査の目的のための個人データの処理は，例えば，技術開発及び展示，基礎研究，応用研究並びに民間資金の提供を受けた 研究を含め，幅広く解釈されなければならない．加えて，欧州の研究の領域を達成するという TFEU 第 179 条第 1 項に基づく欧州連合の目的を考慮に入れなければならない．科学調査の目的は，公衆衛生の領域で公共の利益において行われる研究も含める ものとしなければならない．科学調査の目的のための個人データの処理の特殊性に適 合させるため，科学調査の目的の過程における個人データの出版またはそれ以外の開 示に関しては，とりわけ，特別の要件が適用されなければならない．とりわけ，健康 という文脈における科学調査の結果が，データ主体の利益において，別の措置のため の根拠を与える場合には，そのような措置の観点から，この規則の一般的な規定が適用されなければならない．

(160) 個人データが歴史調査の目的で処理される場合，この規則は，その処理について も適用される．死亡した者に対してはこの規則が適用されないことに留意した上で，このことは，歴史調査及び地理調査の目的を含めるものとすべきである．

(161) 臨床試験における科学的な研究活動への参加に同意する目的のためには，欧州 議会及び理事会の規則(EU) No 536/20141 の関連する条項が適用されなければならない．

(162) 個人データが統計の目的で処理される場合，この規則は，その処理について適用 される．欧州連合の法律または構成国の法律は，この規則の制限の範囲内で，統計の 内容，アクセス管理，統計の目的による個人データの処理の仕様，並びに，データ主 体の権利及び自由の安全性を確保し，統計上の秘密を確保するための適切な措置につ いて定めなければならない．統計の目的とは，統計調査または統計結果の作成のため に必要となる個人データの収集及び処理の業務のことを意味する．統計の結果は，科 学調査の目的を含め，更に，異なる目的のために用いることができる．統計の目的は， 統計の目的による処理の結果が，個人データではなく，集計されたデータであること， そして，その結果または個人データが特定の自然人に関する措置または判定を支援す る際に用いられるものではないことを意味する．

(163) 欧州連合の公式統計及び構成国の公式統計を作成するために欧州連合の統計局 及び構成国の統計局が収集する機密性のある情報は，保護されなければならない．欧 州統計は，TFEU の第 338 条第 2 項に定める統計上の基本原則に従って設けられ，作成され，かつ，配布されるものとしなければならない．他方において，構成国の統計 は，構成国の法律を遵守するものでなければならない．欧州議会及び理事会の規則(EC) No 223/20091 は，欧州統計のために統計上の秘密に関する別の仕様を定めている．